

第1回自治推進委員会
平成20年10月17日(金)
【資料2】

丸亀市協働推進計画

平成20年4月

第 章 計画の構想	1
(1) いま、なぜ協働なのか～私たちのまちは私たちが創る	
(2) 協働とは	
(3) 計画策定の趣旨	
(4) 計画期間	
(5) 計画の担い手	
第 章 現状（概況）と課題	6
(1) 市民参加・参画と市の協働に対する取り組み	
(2) 市	
(3) 市民	
(4) コミュニティ	
(5) 市民団体	
(6) 事業者	
第 章 基本方針	9
(1) 自主性、自発性の尊重	
(2) 情報の共有と連携	
(3) 相互信頼のもとでの対等な協力	
第 章 市の施策（協働の推進に関する支援）	10
(1) 広報、啓発活動	
(2) 人材の育成	
(3) 活動基盤の整備	
(4) 相談窓口の設置	
(5) 交流、連携の推進	
(6) 市の事業への参入	
第 章 庁内体制の整備	13
(1) 生活課の役割	
(2) 担当課の役割	
(3) 協働推進員	
ア) プロジェクトチーム	
イ) 協働推進連絡会	
(4) 職員への啓発	
第 章 事業の進行管理と評価	16
(1) 事業の進行管理	
(2) 事業の評価	
協働推進計画見直しスケジュール	
市の施策の実施に係るスケジュール	
資料	19
資料 1 協働事業の流れ	
資料 2 協働事業の PDCA サイクル	
資料 3 協働事業 評価シート（例）	

第 章 計画の構想

(1) いま、なぜ協働なのか～私たちのまちは私たちが創る

これまで公共サービスの提供は、広範な住民に平等に供与することを旨として、主に行政の仕事とされてきました。しかし、新しい世紀に入り、私たちの社会は大きな変化の時代を迎えています。

第一の変化は、社会構造の変化に伴う生活ニーズの多様化です。少子高齢社会や情報化社会の到来は、個々の生活スタイルに変化をもたらし、かつてのような一元的サービスでは、個別化・複雑化するニーズに対応しきれないという事態が生じてきました。

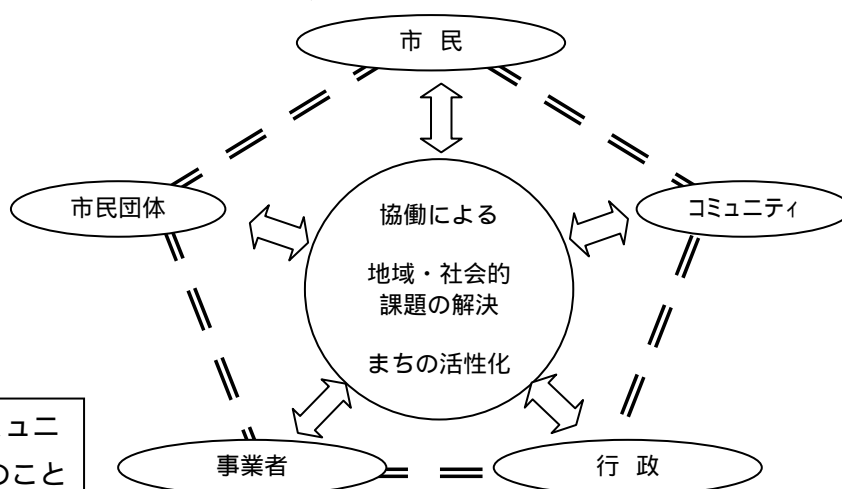
第二の変化は、中央と地方の格差拡大と、自治体の行財政改革及び規制緩和の進展です。各自治体の財政や行政機構は年々スリム化され、暮らしのさまざまな場面で自助努力が強調されるようになりました。

この第一と第二の変化は、今日のグローバルな政治や経済の変化が地方社会の仕組みに与えた影響のあらわれでもあります。こうした状況のもと、私たちはいかにして生活の質を高めるかという課題に直面しています。

第三の変化は、ボランティアやNPOといった市民活動の盛り上がりです。これまでの地方自治は、首長と議会が両輪となって意思決定及び執行を担ってきました。しかし、今日では政策の計画から具体的な策定、実行のあらゆるプロセスにおいて、市民等が当事者として参加・参画できるような仕組みづくりが求められるようになってきました。これは、単に市民等による行政機能の監視というよりもむしろ、住民自らの手で、地域社会を創っていくという住民自治の考え方に基づくものといえます。この変化は、前の二つとは逆に、地域から始まって地球規模へと拡大しつつあります。

「協働」は、この3つの変化を正面から受け止め、「新しい公共」のあり方を創造するための試みです。私たちは、社会の恩恵を受けるだけの存在から、一人ひとりが社会を創っていく主役となり、地域のあらゆる場面で積極的に役割を担っていくことが期待されています。

市民等とは、市民、コミュニティ、市民団体、事業者のことです。



(2) 協働とは

協働とは、市民等及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、特性を尊重し、補完し合いながら、対等な立場のもと自らの意思で、計画立案、実行、点検、見直しにいたるまでの各々の段階に参加・参画していくことです。

協働という言葉は、大きく分けて、「参加・参画としての協働」、「プロセスとしての協働」、「結果としての協働」という3つの異なる意味を包含しています。

1. 参加・参画としての協働

「参加・参画としての協働」は、政策や計画の策定、実施のあらゆる局面で市民等の自発的な参加・参画を保証することを意味します。選挙での投票や議会の傍聴も市民等による参加・参画のひとつですが、「参加・参画としての協働」のもとでは、より直接的な市民参加・参画のあり方が模索されています。しかし、法・制度に則って政策を策定・執行する行政と、自らの生活経験に基づき判断・行動する市民等とは、しばしば立場や目標が違うために意見の対立が生じやすいものです。加えて、政策や公共サービスに関する知識と情報には、行政と市民等の間で大きな格差があつて当然です。両者の溝を埋めて、生産的な議論へと発展させるためには、なにより行政や事業に関わる情報の共有や意思決定プロセスの透明性の確保が重要です。

2. プロセスとしての協働

「プロセスとしての協働」は、参加・参画としての協働が確保されて初めて可能となります。これは、お互い立場や見解の異なるもの同士が、同じ場で共通のテーマを持って議論し、対立やすりあわせを繰り返しながら、ひとつの成果を生み出していく過程を指しています。この協働は、公共サービス事業の実施だけではなく、政策や計画策定の場面でも進められなくてはなりません。プロセスとしての協働で重要となるのは、行政や市民団体、事業者のもつ専門的な知識・能力とコミュニティや市民の経験的で生活に根差した知識・能力を組み合わせ、限られた資源からより良い成果を引き出すための手法の開発です。そのためには、利害や関心の異なるもの同士がぶつかりあいながらも、コミュニケーションを深めていく姿勢と能力が大切です。ことに、単なる連絡や会話ではなく、正確な情報と具体的な結果に基づいて、地域社会に共通の理想や利益を追い求めていくという強い意志が必要です。

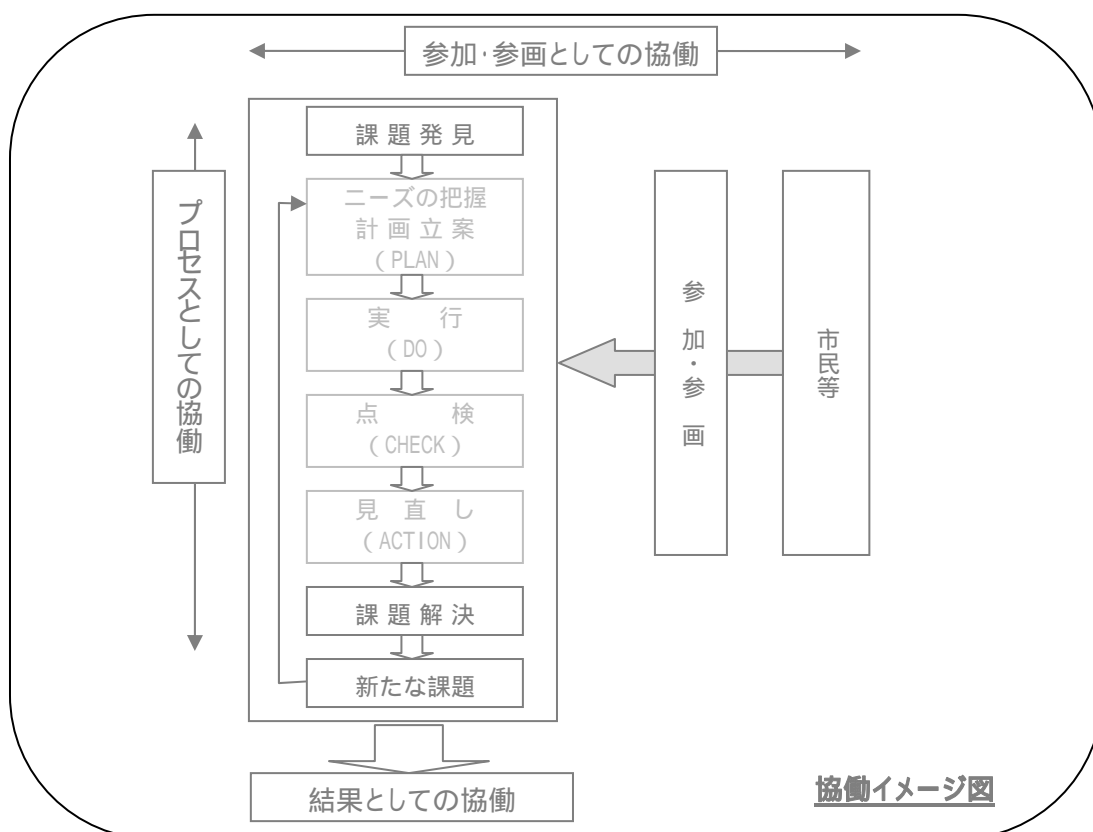
3. 結果としての協働

「結果としての協働」は、プロセスとしてみると行政と市民等が協働しているわけでもないのに、その成果を見ると、行政と市民等の双方にとって共通の利益となっているような場合を意味しています。コミュニティが自主的に行っている共助の活動が

それにあたります。地域防災の活動を例に挙げれば、活動が盛んになればなるほど、そこに住んでいる人たちは、火災や地震が起きた際の被害を少なくすることができます。一方、行政にとっては、地域防災の政策コストを小さくすることができます。こうして、特に計画したわけでもないのに行政、市民等がお互いに補完し合う結果になる場合を言います。

これとは逆に、なにかの政策や事業をめぐって行政や市民等の意見が対立してしまい、事態が膠着状態になってしまうことも少なくありません。しかし、互いに議論を繰り返す中で、当初は見えなかった第三の選択肢が浮上してくることがあります。この場合、最初是对立をしていますが、最終的にはよりよい道を選びとることができたとすれば、やはり「結果としての協働」とみなすことができます。

このように協働を3つの次元に分けてみると、協働推進をしていくためには、まず「参加・参画としての協働」を確保することから始めなくてはなりません。その上で、実際に行政と市民等異なる主体が活動を共にする「プロセスとしての協働」へと踏み込んでいきます。そして、その成果として数多くの「結果としての協働」が生み出されるような社会を創るために、この協働推進計画を策定します。



(3) 計画策定の趣旨

市民と、市の各課横断的な策定チームとの協働により、平成18年4月、「丸亀市地域市民活動促進基本方針 ~丸亀市協働ルネサンスガイドライン~」を策定しました。

市政への市民参画、協働の推進により自治の進展を図り、自立した地域社会の実現と市民福祉の向上を目指し、平成18年10月、「丸亀市自治基本条例」が施行されました。

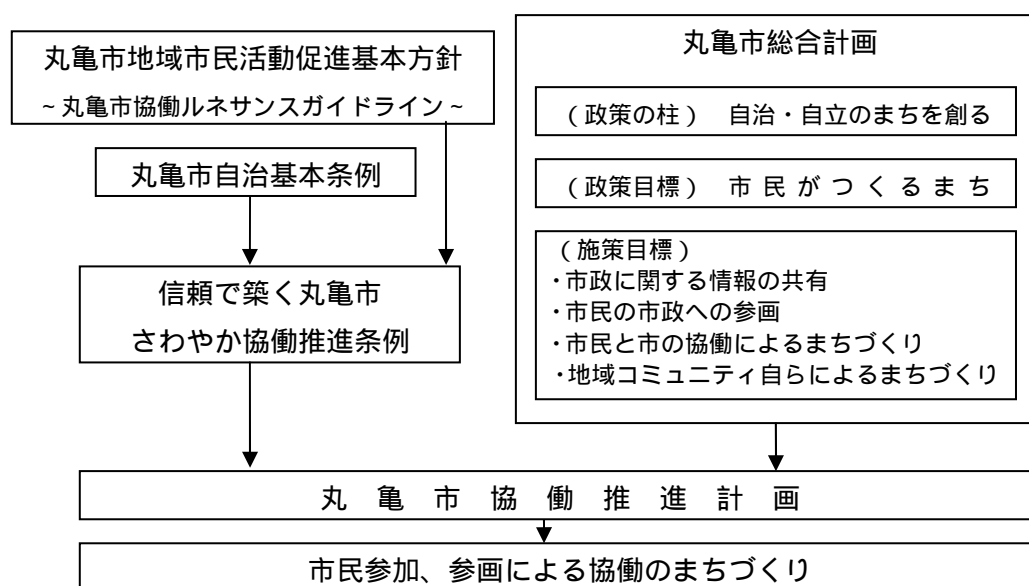
さらに、自治基本条例に基づいて、地域社会を構成する様々な人たちの参加、参画による市民活動の活性化と協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力あふれるまちの実現に向けて、平成19年4月、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」が施行されています。

また、まちづくりの指針となる「丸亀市総合計画」では、「市民がつくるまち」を政策目標に掲げ、その実現のため「市政に関する情報の共有」「市民の市政への参画」「市民と市の協働によるまちづくり」「地域コミュニティ自らによるまちづくり」を施策目標としています。

この計画は、協働により多様な主体が有機的に繋がり、地域の活性化ひいては住みよい地域社会を創造していくための基本となるものです。

政策目標とは、将来像を実現するために目指す「まちの姿」

施策目標とは、政策目標を実現するため、様々な問題を解明し、その対策に具体的に取り組むことにより問題の解決を図るための目標



(4) 計画期間

協働推進計画の期間は、丸亀市総合計画の前期基本計画の終期にあわせて平成20年度から平成23年度までの4年間とし、期間終了時に見直すものとします。

また、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じ逐次見直しを行います。

(5) 計画の担い手

この計画の担い手は、市民等及び市とし、それぞれの定義は「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」に基づくものとします。

【信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例（抜粋）】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、及び学ぶ者をいう。
- (2) コミュニティ 地域住民が、自分たちの暮らす地域をより良くしようと活動することによって生み出された、おおむね小学校区を単位として形成された組織をいう。
- (3) 市民団体 公益的活動を継続して行うことを主たる目的として、自発的に組織された団体をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人その他の団体であって、営利を目的とする事業を行うものをいう。
- (5) 市民活動 市民、コミュニティ、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)が、自らの責任に基づいて、様々な分野の課題に対し、自主的、自発的に継続して取り組む営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (6) 協働 市民等及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、特性を尊重し、補完し合いながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

第 章 現状（概況）と課題

（１）市民参加・参画と市の協働に対する取り組み

自治基本条例では、市民等の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策について、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会及びワークショップなどにより、市民等に意見を求めることとしています。また、審議会等の委員の公募に関する条例の策定や、会議開催の事前公表、会議録の公開など、情報の公開・共有についても整備を行っています。

平成 17 年度からは、人材育成や協働の担い手の創出など、協働促進のための先導的なモデル事業として、コミュニティや市民団体提案による協働事業を実施していません。

（２）市

市民参画や協働の推進は、全庁横断的に取り組むことにより、事業を効果的、発展的に展開していくことが可能となります。公共サービスは行政だけが担うという考え方から脱し、市民等の意欲と実行力をいかしたまちづくりを進めるため、研修などにより協働に対する意識の高揚を図るとともに、職員一人ひとりが、地域社会への様々な活動の参加・参画を通して、協働の機会を見出し、その情報を発信していくことが大切です。加えて、協働に取り組む人材を発掘するなど、市民等の市政への参画を進めていかなければなりません。

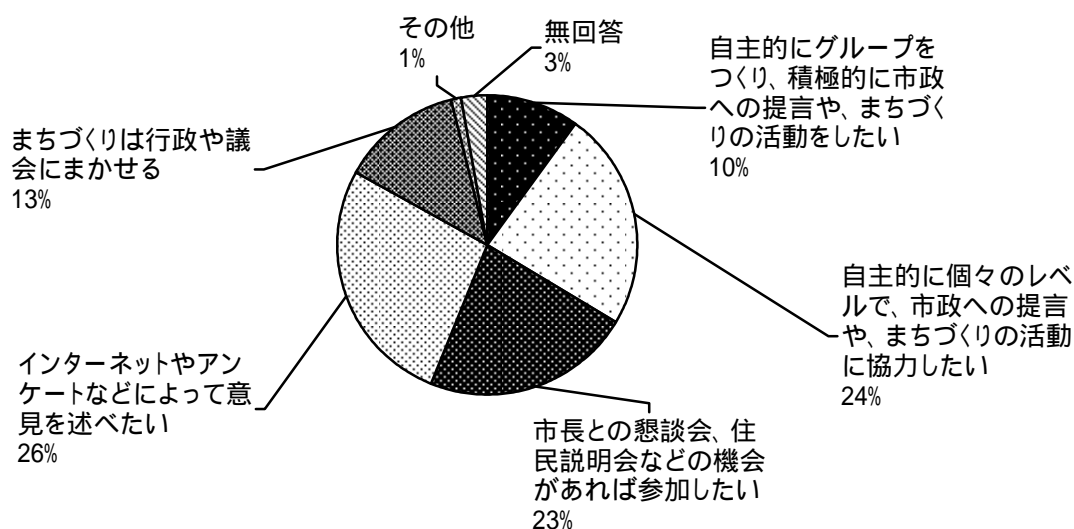
(3) 市民

平成17年度の調査では、まちづくり活動に参加したり協力したいと考えている市民は3割を超えています。また、今は活動に参加していないが、今後参加したいと考えている市民は多く、中でも「まちづくりやまちおこしなどの提言および市民活動」に参加したいという意向が特に強いようです。

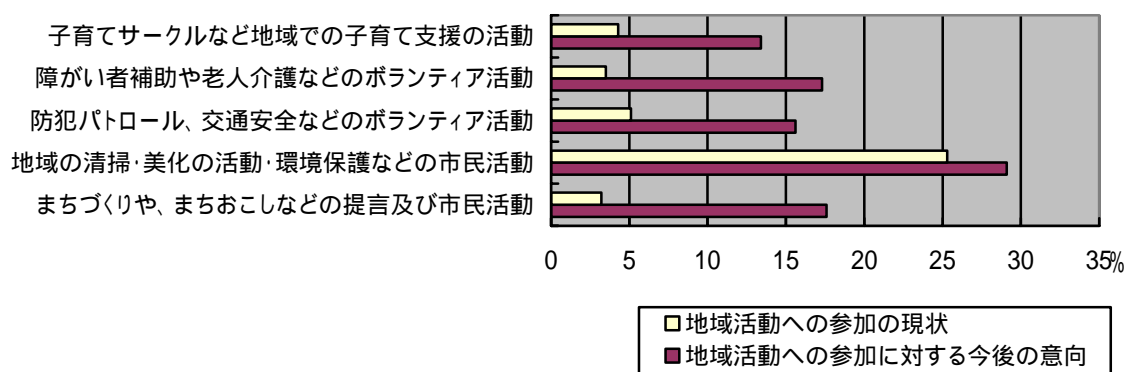
こうしたことから、行政や活動団体等が十分な情報提供を行うことにより、市民が自分たちの地域に関心を持ち、行動を通じ地域の課題などに自主的に取り組んでいくことが期待されます。

『丸亀市総合計画策定に係るアンケート[調査結果](平成17年11月実施)』

市政への参加に対する意識



地域活動への参加の現状と今後の意向



(4) コミュニティ

コミュニティは、心ふれあうまちづくりの推進を図るため、地域に暮らすすべての住民と自治会や婦人会、老人会、ボランティア団体などの各種団体を包括して組織された団体です。また、コミュニティは、地域の防犯や防災、福祉活動など、まちづくりの主体として重要な役割を担っています。市との協働を始め、市民団体や地域事業者との連携や区域を越えたコミュニティ間の交流など、協働の進展が望まれます。

(5) 市民団体

市内に主たる事務所を置く24のNPO法人(平成20年3月1日現在)と、法人格を持たない多くの市民団体が、様々な活動を展開しています。

市民団体は、もともと行政とは異なる立場から活動を展開していますが、地域の課題や社会的な課題をより具体的に解決するためには、行政とのパートナーシップのもと、お互いに役割分担して取り組むことも必要です。このため、市民団体自らの活動を大切にしながら、協働の土壌づくりについて意識を持つことが求められています。まちづくりの担い手として、住民ニーズを把握しその活動情報を発信していくことにより、コミュニティや事業者、さらには市民団体どうしの協働の進展が期待されます。

(6) 事業者

近年、CSR(企業の社会的責任)を果たすべきとの考え方のもと、利益の追求のみならず、地域の一員として、清掃活動や防災活動などまちづくりに積極的に取り組む事業者が増えています。しかし、コミュニティや市民団体等との連携はまだまだ十分とはいえないようです。今後は、市民活動に対する理解を深めるとともに、資源やノウハウの提供など市民団体との連携が望まれます。

CSR 企業の社会的責任をいいます。これまで企業は経済活動を通して社会に貢献してきましたが、社会を構成する一員として、積極的な情報開示、環境への配慮、地域貢献などの社会活動においても責任を果たしていこうという考え方です。

第 章 基本方針

市では、市民等により地域を良くしようとの思いから行動に移された活動について、お互いの役割と責任を自覚しながら協働を推進し、市民活動の活発な展開により、「協創 でつながるまち 丸亀」の実現を図ります。

(1) 自主性、自発性の尊重

市民活動や協働事業が円滑に推進していくために、活動を行なう各主体の自主性、自発性、自立性を尊重します。また、これらの活動への参加・参画については何ら障害、干渉、強制されるものではありません。

(2) 情報の共有と連携

積極的に情報を公開し、共有し、連携し、企画、立案、実施、評価の過程で参加及び参画をしていくことにより、透明性の高い開かれた関係をつくります。

(3) 相互信頼のもとの対等な協力

お互いの立場の違いを理解し、信頼を育みながら、対等なパートナーとして多様化する地域の課題や社会的課題に対し、きめ細やかな対応を図ります。

協創 まちづくりに関わるすべての主体が協力してまちを創り上げること

第 章 市の施策（協働の推進に関する支援）

（１）広報、啓発活動

市の広報誌やホームページ等多様な媒体を通して、活動団体の情報や活動内容などを提供し、啓発を行うことにより、より多くの市民等が参加・参画できるような仕組みをつくります。

情報発信・啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 広報誌による、NPO、ボランティア団体等の活動情報の発信・ ホームページ等による情報の発信・ 協働推進計画パンフレットの作成・配布・ 市民活動情報誌の発行・ 協働に対する教育の推進・ 協働啓発講演会の開催
---------	---

（２）人材の育成

市民等の市民活動に対する関心を深め、市民活動を担うリーダーの養成講座や研修会の開催、また市民活動の第一歩を支援する取り組みなど、人材の育成に努めます。

研修会の開催	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な課題事例に基づく、テーマ別研修会の開催・ 市民活動、協働推進のための講座の開催・ 会計講座の開催・ 協働コーディネーター育成講座の開催
交流の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 市民等と協働推進員との交流・ 協働の取組み先進地及び近隣市町との交流
体験活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 市民活動の体験の場づくり・ 地域活動への参加・参画の促進
市民活動ステップアップ	<ul style="list-style-type: none">・ 市民等が市民活動に踏み出す際の第一歩を後押しし、市民活動の新たな担い手の育成を行う

(3) 活動基盤の整備

市民活動推進センター（仮称）を設置し、市民等で組織する運営検討会（仮称）において、センターの具体的な運営方法等について検討を行います。

また、コミュニティセンターの活用も含めた、市民活動の活性化のための基盤整備に努めます。

市民活動推進センター（仮称）の設置	<ul style="list-style-type: none">・運営等についての検討のため、市民等による運営検討会（仮称）の設置・活動に必要な備品等の整備
-------------------	---

(4) 相談窓口の設置

市民活動や協働事業の実施に伴う様々な問題や課題に対応するため、相談窓口の設置など、問題の掘り起こしや課題解決への取り組みを行います。

相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・案件に応じた役割分担の調整・問題の掘り起こしを行うためのしかけづくり・相談事例の蓄積とデータベース化
------	---

(5) 交流、連携の推進

情報の一元化と共有を図り、市民活動や協働に関する情報の収集、市民等に対する情報の提供、団体どうしの情報交換などを行います。

また、活動団体によるネットワークの構築を行います。

ネットワークの構築、情報の共有	<ul style="list-style-type: none">・人と人がつながり、情報交換など自由に利用できるスペースの設置・団体情報等のデータベース化・団体ごとのレターボックス設置による情報の共有・閲覧コーナーの設置・市の協働に関する情報の提供・インターネット、携帯電話等を利用した情報共有のためのネットワークの構築・市民活動推進センター（仮称）からの情報の発信
-----------------	---

(6) 市の事業への参入

市民等からの提案あるいは市提案による協働事業を推進し、新たな公共サービスの担い手の育成や地域の課題、社会的な課題の解決に、市民等の力がいかせるよう、環境整備を図ります。

提案による協働事業の実施	・新たな公共サービスの担い手育成や、地域の課題、社会的課題の解決等を目的として、市民等からの提案による協働事業を継続的に実施
市の事業への参画	・市が実施する事業のうち、市民等の特性をいかした課題解決が図れる事業について、積極的に参画の窓口を広げる

第 章 庁内体制の整備

(1) 生活課の役割

生活課は、市民活動推進センター（仮称）と連携して、各課への協働に関する情報の提供や協働についての一般的な相談等の対応、研修等の開催など、庁内における協働の総合的窓口とします。また、複数の課にまたがるような事業について庁内調整を行い、プロジェクトチームの設置につなげます。

(2) 担当課の役割

担当課は、協働推進員を中心として、協働の相手が相談・提案しやすい環境づくりを行うとともに、所管する業務について、積極的な協働の推進に努めます。

(3) 協働推進員の役割

協働推進員は、市民等との協働推進に関する理解を深め、協働のまちづくりに積極的に取り組みます。

また、内容に応じてプロジェクトチームを組織し、協働事業を実施します。

さらに実施事業については、協働推進連絡会に報告します。

ア) プロジェクトチーム

協働事業の提案や相談に対し、庁内の調整等を行った後、協働推進員を始め協働する主体すべてを構成員としたプロジェクトチームを立ち上げ、事業の調整や実施に向けた協議を行いながら、協働事業を推進していきます。

イ) 協働推進連絡会

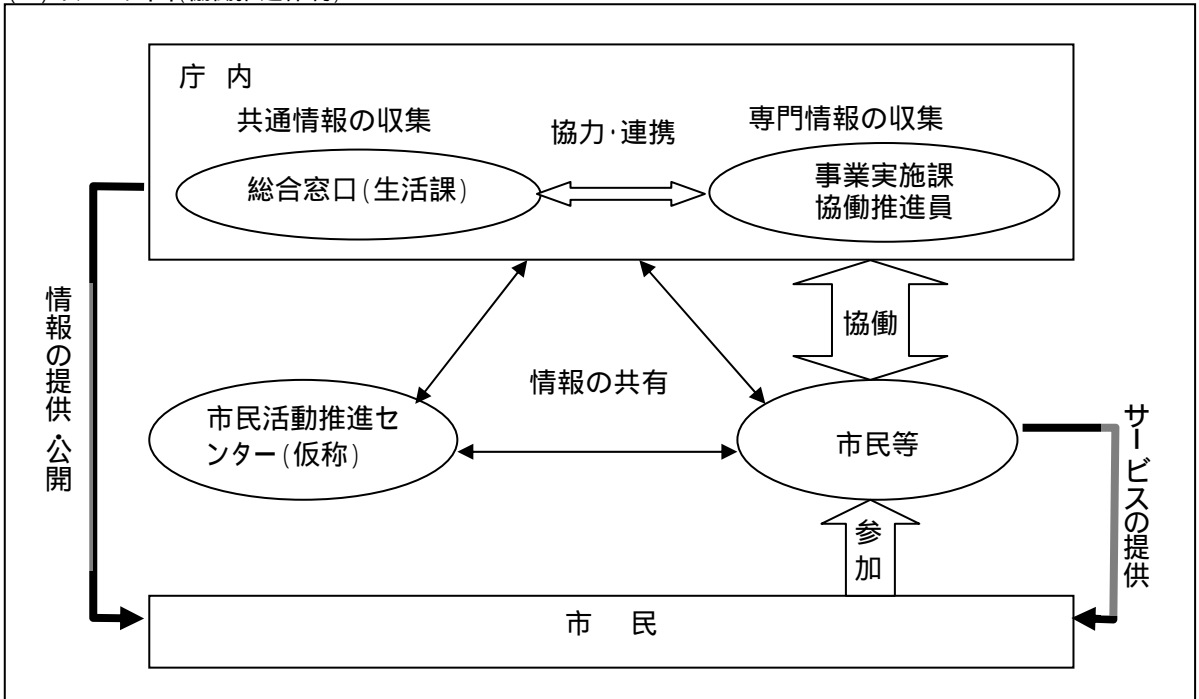
すべての協働推進員をメンバーとして構成し、各年度の事業確認など協働事業に関する全体的な情報を共有し、協働事業を推進します。

(4) 職員への啓発

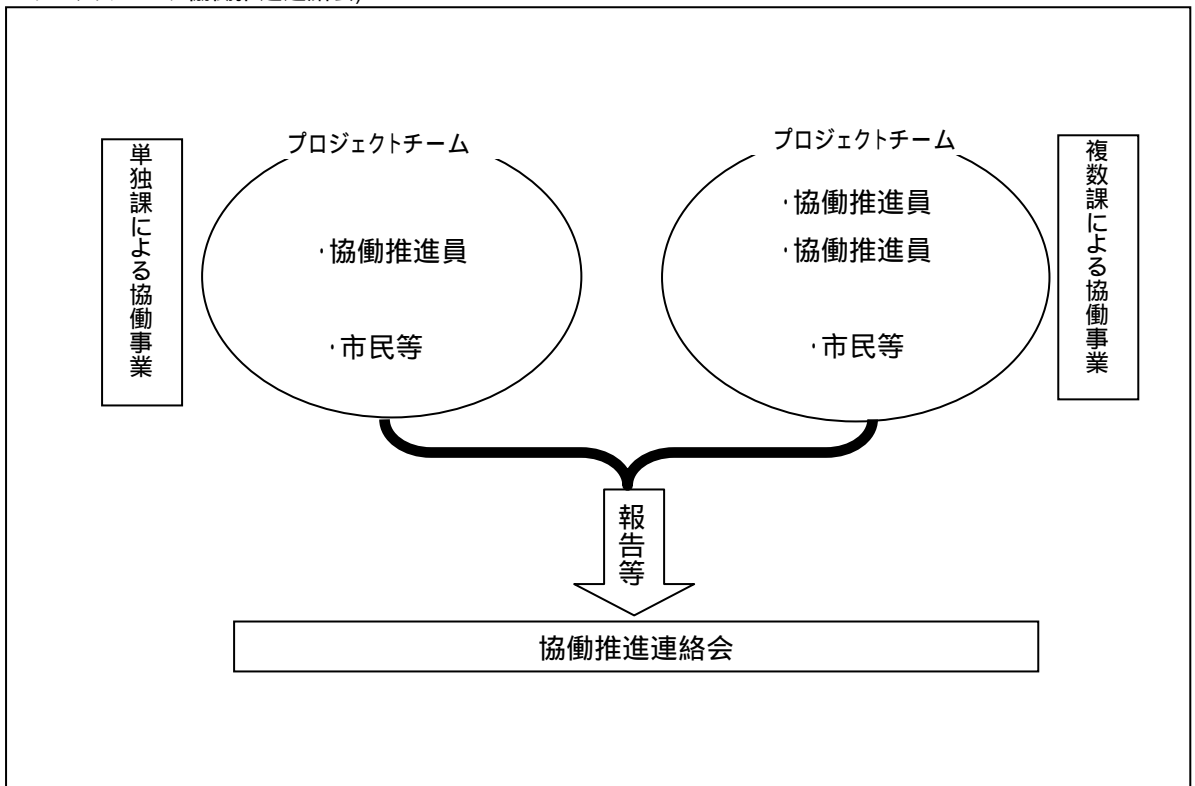
研修や講座などを通し、職員の協働に対する意識の高揚を図ります。

事例集の作成	<ul style="list-style-type: none">・事例集の作成、データベース化を行う中で、協働事業について検証し、協働に対する手法や、実施に当たっての留意点の活用を図る。
研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none">・市民活動に対する理解を深め、活動団体との意識の共有を図るための研修会の開催・協働推進のための講座の開催

(3) イメージ図(協働推進体制)



(プロジェクトチーム・協働推進連絡会)



第 章 事業の進行管理と評価

(1) 事業の進行管理

計画の中で策定されたスケジュールと、実際の進行状況とのずれを常に把握し、必要に応じてスケジュール変更や、作業手順の見直しなどを行います。個々の協働事業に関する進行管理は各所管課もしくはプロジェクトチームで行い、進行状況については、協働推進連絡会に報告し、事業の進捗状況に関する情報を共有します。

(2) 事業の評価

協働の各主体が事業後の評価を行うことによって、事業の目的、実施体制、成果等についての達成度の確認や、事業実施により見えた問題点を、次の協働事業に反映させることが重要になります。そこで、共通の評価シート に基づき評価を行います。この評価については公表し、次年度以降の事業に反映させていきます。

協働の推進に関する全体評価については、生活課が中心となって取りまとめ、協働推進連絡会を経て、丸亀市自治推進委員会に報告します。

協働事業の内容や協働の主体により、評価シートは柔軟に修正して評価を行います。

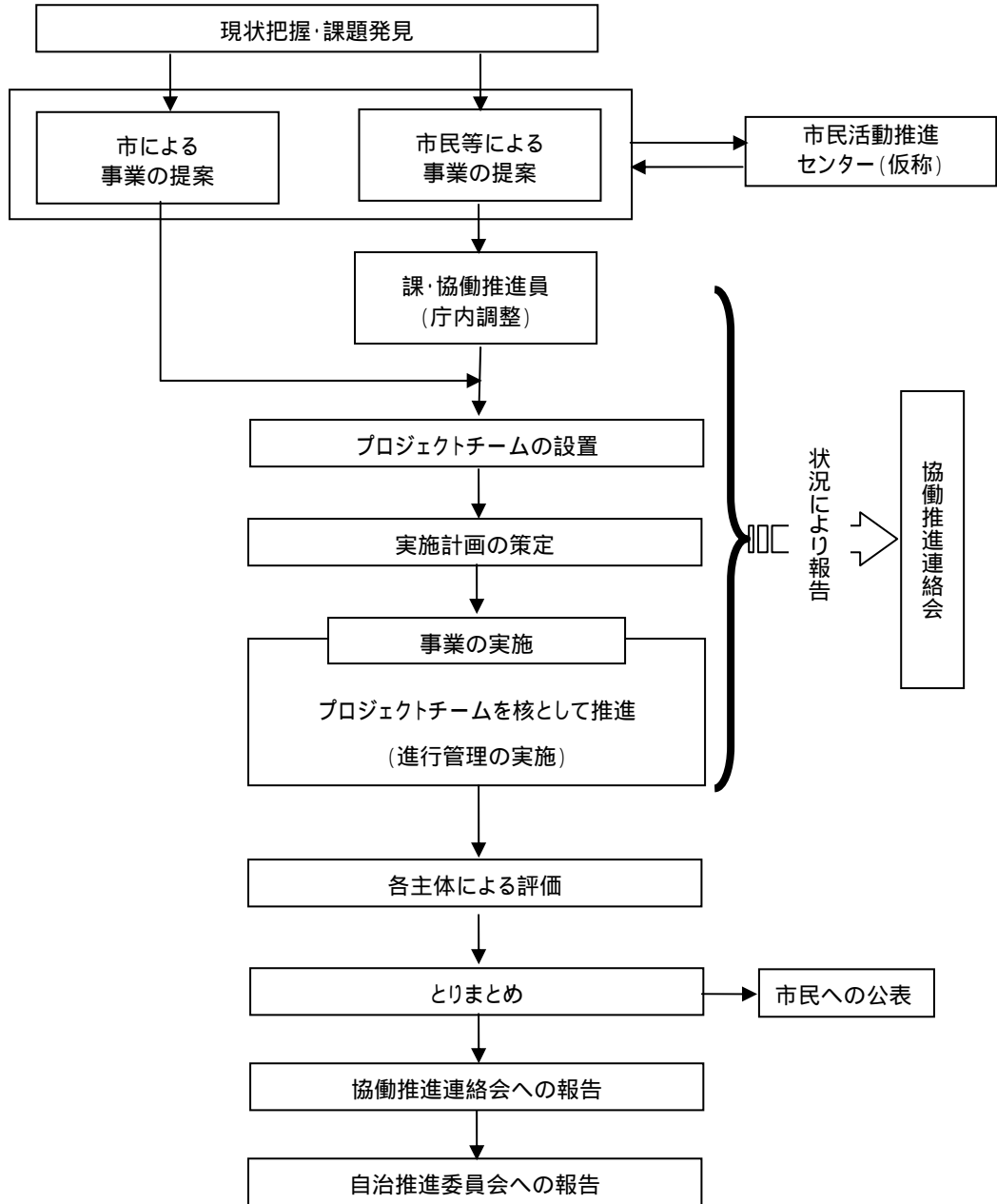
協働推進計画見直しスケジュール

	年次計画				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
(4)	←-----必要に応じて見直し-----→			→-----平成24年度以降のための計画見直し-----→	

市の施策の実施に係るスケジュール

	項目	年次計画				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
(1)	情報発信・啓発	← 広報誌への掲載・HPの検討 →		← 広報誌への掲載・HPの運用 →		継続的に実施
(2)	研修会の開催	← 実施 →				継続的に実施
	体験活動の実施	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	実施
	交流の推進	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	実施
	市民活動ステップアップ	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	平成20年度から実施
(3)	市民活動推進センター（仮称）の設置	← 開設 →	← 運営 →			平成20年度中に開設
(4)	相談窓口	← 試行運用から始め、運用体制作りを進める →				試行運用から始め、運用体制作りを進める
(5)	ネットワークの構築、情報の一元化と共有	← システム検討 →	← 運用開始 →			平成20年度にシステム検討、21年度運用開始
(6)	市・市民団体提案による事業への参入	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	← 実施 →	
	市の事業への参入	← 実施(提案公募型協働事業) →	← 実施(提案公募型協働事業) →	← 実施(提案公募型協働事業) →	← 実施(提案公募型協働事業) →	提案公募型協働事業による参入については平成23年度完了予定とする
(3)	プロジェクトチーム	← 各事業ごとに設置 →				各事業ごとに設置
	協働推進連絡会	← 事業のチェック・アドバイスができる体制づくり →				事業のチェック・アドバイスができる体制づくり
(4)	事例集の作成	← 作成 →	← 作成 →	← 作成 →	← 作成 →	事例集の作成、公表
	研修会の開催	← 開催 →				継続して実施

協働事業の流れ



協働事業のPDCAサイクル



協働事業 評価シート(例)

事業年度	年度		
事業名称			
担当所管課		内線	
記入者			
事業の主な目的			
協働関係課			
団体名			
		いいえ	はい
事業の目的	事業のニーズの把握について適切でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	この事業により地域の変革や課題解決につながりますか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	ミッションに基づいていますか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	協働でなければ出来ない、協働で行うことにより効果がある事業ですか。	_ _ _ _	_ _ _ _
実施体制について	協働の相手を決める手法は適切でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	事前に役割、責任分担について明確になっていましたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	市民等の自主性や自発性は尊重されましたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	情報の共有は図れましたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	実施にあたっての話し合いは十分に行われましたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	対等な立場での協力関係は築けましたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	協働の形態(委託、共催等)は適切でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
事業計画、方法、内容について	事業計画は、適正でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	事業対象者に対する周知方法は適切でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	目的を達成するために、取った方法、内容は適切でしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _
	利用者の評価はどうでしたか。	_ _ _ _	_ _ _ _

<p>単独で実施した場合には達成できないと思われる点や、事業の良いと思われる点、事業を行う事で、見えてきたことは何かありますか。</p>				
		いいえ	どちらでもない	はい
課題と対策	<p>今後取り入れたい方法や視点は何かありますか。</p>	----- -----		
	<p>具体的に、変更した方がいい点がありましたか。 (ある場合は具体的に) →</p>	----- -----		
<p>組織内で、変化や効果がありましたか。</p>		----- -----		
<p>今後の事業展開について思うこと、構想などを自由に記載してください。</p>				
<p> </p>				